

[事案 28-259] 契約無効請求

- 平成 29 年 7 月 5 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-256]および[事案 28-257]の申立人の子である。

<事案の概要>

告知義務違反により、契約を解除されたが、被保険者である申立人の父は告知の際、保険会社に対して健康診断結果報告書等を提出していたことを理由に、既払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の父である被保険者は、平成 27 年 1 月に契約した終身保険（低解約返戻金型）について、数か月後に前立腺がんの手術を受けたため、別契約について給付金を請求したところ、告知日から数か月前の健康診断における P S A 検査の異常値に伴う要受診の事実を告知しなかったことを理由に、本契約も併せて解除された。しかし、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 告知時に、被保険者は保険会社に対して、人間ドック当日結果説明書と健康診断結果報告書を提出しており、保険会社がそれらを十分審査して、書類の不備などの問題点を指摘していれば、契約に至らなかった。その点につき保険会社には過失がある。
- (2) P S A 検査の値は前立腺肥大等でも増加するので、検査時には必ずしもがんとはいえず、被保険者は時間をかけて精密検査を受けようと考えていたもので、自分と被保険者に重大な過失はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社に提出された健康診断結果報告書等には、P S A 検査の結果が含まれておらず、申立人が P S A 検査を受診していたことを知ることはできなかった。
- (2) 被保険者は、P S A 検査を自らオプションとして申し込んでおり、精密検査を受けることが必要であると考えていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を把握するため、被保険者である申立人の父、および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が申立人および被保険者から一部しか提出されていなかった健康診断結果報告書に不足があったと判断することは困難であり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。